

釧路市エゾシカ森林被害防止強化対策事業補助金申請の取扱

釧路市エゾシカ森林被害防止強化対策事業に係る補助金交付申請の取扱については、釧路市エゾシカ森林被害防止強化対策事業補助金交付要綱（令和6年4月1日付。以下「交付要綱」という。）によるほか、この取扱によるものとする。

第1 補助対象経費

交付要綱第3条に定める補助対象経費の詳細は、以下のとおりとする。

（1）エゾシカ侵入防止柵維持管理支援事業

- ① 維持管理（点検・修繕）に係る労務費
- ② エゾシカ侵入防止柵の修繕に伴う資材費
- ③ 点検・修繕に伴う諸経費
- ④ 森林環境保全整備事業補助金受領年度から最大5年間を交付対象としているが、受領年度から4年以上経過している場合は協議のうえ、補助対象経費として決定する。

（2）森林内における獣害防止対策資材費等支援事業

- ① 食害防止ネット
- ② 食害防止チューブ
- ③ えさ場の整備に伴う誘引用のえさ代など。
- ④ 囲いわな設置に伴う資材及び誘引用のえさ代など。

第2 補助金交付申請

交付要綱第6条に定める補助金交付申請を行うものは、同一年度に2度の交付決定を受けることはできない。